



定價一匁

中外新聞
第十七號



西垣文庫
文庫 10
7324
4



文庫10
7324
4

西垣文庫

中外新聞第十七號

慶應四年四月廿五日



總督よりのは達書寫

軍艦之役度々相達し通一事不舉いへを恭順の道も悉く免
解し可及時機よて 以處置振一結局の 奏聞も不為調
次第よは勿論兵艦銃器を必兵力を以て 天朝へ不相迫實
効を表しは譯よは處軍艦奉行榎本和泉主家を思ふ至情感
心の事よは間願意相貫きは松山盡力可成降し就ても直
松四艦も其儘衣下いよ付其餘四艦急速 朝廷へ可差上松
大總督宮内沙汰は條此段相達し事

第十七號

四月

東海道先鋒 總督 印

副將 印

田安中納言殿

石川河内守

佐久間鑄五郎

右之者當分市中取締之儀付之間嚴重に忠勵可有之旨
大總督官は沙汰に條相違は事

四月

東海道鎮撫總督府

田安中納言殿

○論重板

唐通居士

夫れ智識を開き風俗を勵ますの道も學問を盛まするより
善きと無し而して再ひ其源を推せと全く新書籍の著述に
在り是を以て世界中文明の邦々としてと極めて著述の事を
重んぶ之を鼓舞せんが爲ま主として其重板を禁するあり
蓋し重板の禁あれを新書出賣の利悉く著者に歸すべし而
して官より著者を褒賞する所以并し著者の益多く著述に
て國恩に報ずる所以密此中より存するあり

居士嘗て西籍を譯して褒功院説を著せり近日校正し
て西洋雜誌卷四に載すべし

我邦よ於ても舊來重板の禁甚と嚴かり一々近頃其法破れ
しと見えて重板の事あるよし第十二號に報告あり予おも
へらく此事果して實ならず世道に關する事鮮くならず今よ
り以後新著の利盡く姦商よ歸し著述者の損失殊と甚しく
業を破り産を失ふも勿論假令世を憂へ國を思ふの志深き
者有りとも微力よりて損失の補をふす事能をさる時を著
述を企つる事叶をざるよ至らん是れ實に智識を闢き風俗
を勵ますの本意よ非る方今百度一新し一夫も其所を
得ざる者無きの 聖世よ在て只此一事頗る剛典よ屬する
に似たり最以て惜む可く歎す可き事ふれ我公私の爲よ

一應これを論辨せざるを得ず

戊辰四月

東久世前少將此度中將よ昇進せらる

四月廿日神奈川奉行水野若狹守同並依田伊勢守 朝命と
君命とを奉り段々應接濟の上横濱港を東久世殿と肥前侍
從とよ引渡し翌廿一日歸府す組頭調役亦これよ從ひて江
戸よ歸る定役以下小吏も其處同所よて召仕をる、等よ決
せり但し其内勤を辞して江戸よ來りし者も有り

○四月十八日出板横濱新聞の譯

兵庫より一隊の兵士乗船して仙臺に向て出張せり事の模様は依りてを江戸へも海路より官軍來る可いと云ふ會津を國內の士民は布告して曰此度の勅諭を全く天子の真意より出さるよても無く薩長の意は成れる者あり若し實は罪有りて御門の譴責を蒙るからと御前よ於て切腹し其罪を謝す可いと雖も實は然らざる事明白なり故に死を以て國は殉し飽くまで敵と戦ふ可いと日本よ於て大名の此の如き事を家來に觸れ示す事を屢なり是れ人心を激動固結せしむるの策なり曾て先將軍の

長州を伐ちし時長州よても右の如き趣を布告して王命は抗したり

會津の國論を一定せしや否や之を知る事能はず若し會津の國論分裂して因循をふすからを南方諸侯大よ力を得るふるべし

英國の軍船追々横濱を發して五月十五日即ち日本四月廿三日まで大坂港へ集る可いと布告せられしり依りて軍船ロド子イを今日オセアーンを明日此地を發しサラミスも續きてパークス君を載せて此港を發すべし

オセアーンを鐵張の蒸氣フリゲートよして四千トン

積一千馬力よりて大砲廿四位の大軍船あり

但し此度の命令も平穩の事なり是れ英國使節よりて上京
し朝廷へ拜禮を行ふが為なるべし

オルハジと名くる蒸氣船一艘京都へ賣れしり價洋銀五萬
ドル此内一萬五千ドルを正金其餘を銅にて拂濟ししり

成澤甚平 譯

○

越後よりの書狀は外國人新潟より會津へ往きし趣を越
ししり傳習の爲なるや外の用事なるやを未詳

中外新聞追々盛ん行むれはし付尚又職人を増し摺立製本
相急しせし間來る閏四月より大抵一ヶ月は十冊ツゝ出來
可致いしとへも朔日は一冊出來いへも四日七日十日と大
凡四日目の跡の本出來いしとす可くは但し時より紙數延
びし節を一兩日おくれは候も可有之し事

何よよらす珍しき新聞或は譯文を送り呉られし人へを製
本を呈し尚又相當の謝儀差出し可し事

新聞中へ植込呉し松頼込み有之しへも一行し付金壹朱の
出銀よて書き加へ可し事

但し其事柄の取捨を撰者の意に任せ可しし間此段兼

ては断り置けり事

中外新聞遠國へ差送りけり爲第三板を小本にて合巻に致し
賣出しけり事

中外新聞に洩さる異聞を集め社中にて外編を撰み近日發
兌可致し事

右の外中外新聞別板無之に萬一偽板等有之はと慥ふる
證據を以ては知らせ可下し厚く謝儀差出可し事

四月